

認証の詳細

＜住宅用金属製脚立＞

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

- 表 1 : 製造設備基準
- 表 2 : 検査設備基準
- 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
- 表 4 : 型式確認申請手数料
- 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
- 表 6 : 型式確認試験の有効期限
- 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
- 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
- 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

- 表 10 : ロット認証の委託検査機関
- 表 11 : ロット認証の申請手数料
- 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. アルミニウム合金押出設備	1. 適切に押出しができること。
2. 切断設備	2. 適切に切断ができること。
3. 曲げ加工設備	3. 適切に曲げ加工ができること。
4. 穴あけ設備	4. 適切に穴があけられること。
5. プレス加工設備	5. 適切にプレス加工ができること。
6. 溶接加工設備	6. 適切に溶接加工ができること。
7. 防せい処理設備	7. 適切に防せい処理ができること。
8. 組立設備	8. 適切に脚立を組立てることができるかしめ機、作業 工具等の設備を備えていること。
ただし、アルミニウム合金 押出、切断、曲げ加工、穴 あけ、プレス加工、溶接加 工又は防せい処理設備によ り製造される部品の製造技 術の状況により製造するこ とが適切であると一般財団 法人製品安全協会が認める 者は、当該設備の一部若し くは全部を備えることを要 しない。	

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 外観、構造及び寸法確認試験設備	1. 金属製直尺又は鋼製巻尺（Ⅰ形及びⅡ形製造事業者にあつては、2,000mm まで、Ⅲ形にあつては 4,000mm まで測定できるもの）、ノギス（400mm まで測定できるもの）及び分度器（0.5 度以内の精度で測定できるもの）又はこれらと同等以上の性能を有するものを備えていること。
2. 強度試験設備	2. 加力試験機（脚立を適正な位置に保持し、50N 以内の精度で [100kg 仕様：4000N、130kg 仕様：5200N] の力を加えることができるもの）、加力用ジグ（確認部位等と無関係な部位との接触等による影響がないように考慮して、適切に加力できるもの）、試験時の局所的な変形を防ぐための木製あて板、厚さ 2mm 以上の脚立設置用ステンレス鋼板、Ⅲ形にあつては脚立設置部位用のゴム版、脚立設置用低摩擦ローラ（試験時の変形量を考慮した上で脚立を設置するに十分な大きさのもの）及びたわみ量測定器具（10mm まで測定できるダイヤルゲージ、150mm まで測定できるハイトゲージ又はディプスゲージ）又はこれらと同等以上の性能を有するものを備えていること。
3. 摩擦係数測定試験設備	3. 重錘（質量 20kg のもの）、プッシュプルゲージ（200N まで測定できるもの）及び脚立設置用ステンレス鋼板（厚さ 2mm、表面仕上げは、日本工業規格 G4305（昭和 59 年）冷間圧延ステンレス鋼板に規定する表面仕上げ No. 2B 又はこれと同等以上のもの）又はこれらと同等以上の性能を有するものを備えていること。
4. 安定性試験設備	4. 重錘（質量 75kg で設置面が天板面から外に出ない形状のもの）、引っ張り試験器（5N 以内の精度で 200N の力を加えることができるもの）又はこれらと同等以上の性能を有するものを備えていること。
ただし、強度試験については、当該試験設備を有し、当該試験を適切に行うと一般財団法人製品安全協会が認めた者に定期的に当該試	

験を行わせている者であつては、当該試験設備を備えることを要しない。	
--	--

表 3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
種別	(1) I a 形：専用脚立 (2) I b 形：兼用脚立 (3) II 形：足場台脚立 (4) III 形：三脚脚立
使用最大高さ	(1) 600mm 未満のもの (2) 600mm 以上 800mm 未満のもの (3) 800mm 以上 1200mm 未満のもの (4) 1200mm 以上 1600mm 未満のもの (5) 1600mm 以上 2000mm 未満のもの (6) 2000mm 以上 3000mm 未満のもの
天板の形状	(1) 天板に乗ることができるもの (2) 天板に乗ることができないもの
支柱の材質	(1) アルミニウム合金製のもの (2) 鋼製のもの (3) その他のもの
最大使用質量	(1) 100kg のもの (2) 130kg のもの

表 4：型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	・ 申請手数料 国内検査機関の場合 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） 海外検査機関の場合、 22,000 円/型式（税抜 20,000 円/型式） ※外国からの送金は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT
委託検査機関	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 I a 形のもの 50,600 円（税抜 46,000 円） I b 形のもの 63,800 円（税抜 58,000 円） Ⅱ 形のもの 52,250 円（税抜 47,500 円） Ⅲ 形のもの 52,800 円（税抜 48,000 円） ◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 I a 形のもの 60,940 円（税抜 55,400 円） I b 形のもの 80,190 円（税抜 72,900 円） Ⅱ 形のもの 67,540 円（税抜 61,400 円） Ⅲ 形のもの 60,940 円（税抜 55,400 円） ◆昆山産品安全検験所 試験料金は、別途検査機関が指定する金額に基づいてお支払い下さい。	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 ＜大阪事業所＞ 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL. 072 (968) 2226 FAX. 072 (968) 2221	1 個/型式 試料を送付する際 は、メモ添付等分か るようにしてくださ い。
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 ＜生活用品試験センター＞ 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 電話 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126	
	◆昆山産品安全検驗所 中国江蘇省昆山葦城南路 1699 号 (Zip code : 215301) TEL. 0512-57379763 / 50351819 FAX. 0512-57372425 E-mail : jsbtc@163.com	

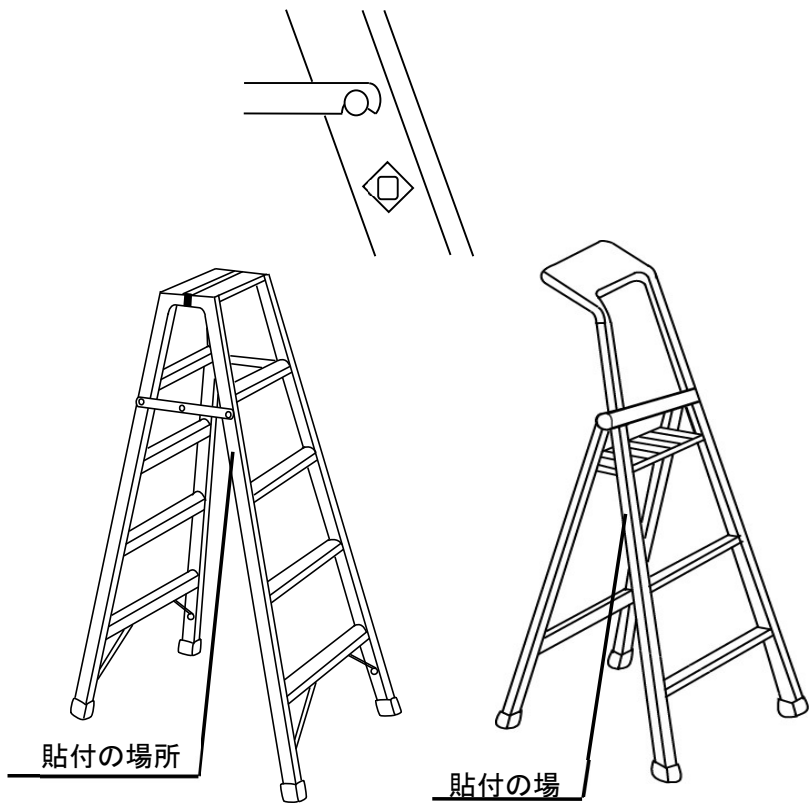
表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より 2 年間

表 7：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク（SG ラベル）は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
表示位置	脚立の昇降面から見て左側の支柱の側面上方部に表示します。 
協会支給ラベル方式	図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 27mm×27mm です。 交付単位は 50 枚です。 ラベル下地は白色、マークは緑と黒です。  図 1 協会支給 SG ラベル

	表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。
自社表示方式 ※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。	製品本体の見やすい位置に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。 図 2 自社表示 寸法：A を 100 としたときの比率で表しており A は 3.0mm 以上 50.0mm 以下です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。 指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則 1 か月ごとに表示実績を報告してください。 このとき同時に表 8 の手数料を振り込んでください。 手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	22 円/個 (税抜 20 円/個) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より 5 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所
	＜大阪事業所＞ 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL. 072 (968) 2226 FAX. 072 (968) 2221 ＜東京事業所＞ 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL. 03 (3829) 2515 FAX. 03 (3829) 2549
	◆一般財団法人ボークン品質評価機構

	<生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126 <東京事業所> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1382 FAX03-5669-1381 <名古屋営業所> 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006 <岡山生活用品試験センター> 〒700-0936 岡山県岡山市北区富田 422-1 TEL 086-231-2700 FAX 086-231-0050 同等性検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。 ・ 上海愛麗服装検驗修理有限公司（中国） ・ 常州市波肯紡織検測有限公司（中国） ・ 青島紡検驗有限公司（中国） ・ SGS 香港株式会社（中国） ・ SGS Taiwan Limited（台湾） ・ SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd. Guangzhou Branch（中国） ・ SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd. Hangzhou Branch（中国） ・ 財団法人 FITI 試験研究院（韓国） ・ PT. SGS INDOONESIA（インドネシア） ・ SGS Vietnam Ltd.（ベトナム） ・ SGS Thailand Ltd.（タイ）
	◆昆山産品安全検驗所（中国国内でロット認証試験を希望の場合） 中国江蘇省昆山葦城南路 1699 号（Zip code : 215301） TEL. 0512-57379763 / 50351819 FAX. 0512-57372425 E-mail : jsbtc@163. com

表 1 1 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先	
一般財団法人 日本文化用品安 全試験所	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。	
	I a 形のもの 50,600 円（税抜 46,000 円）		
	I b 形のもの 63,800 円（税抜 58,000 円）		
	Ⅱ 形のもの 52,250 円（税抜 47,500 円）		
	Ⅲ 形のもの 52,800 円（税抜 48,000 円）		
	※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。		
	(2) 同等性検査（①＋②＋③）		
	① 22 円/個（税抜 20 円/個）		
	② ロットの大きさ毎の額		
	ロット数 検査料		
160 以下 17,600 円（税抜 16,000 円）			
161～650 22,000 円（税抜 20,000 円）			
651～1,600 26,400 円（税抜 24,000 円）			
③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）			

一般財団法人 ボーケン品質評 価機構	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） <table><tr><td>I a 形のもの</td><td>60,940 円（税抜 55,400 円）</td></tr><tr><td>I b 形のもの</td><td>80,190 円（税抜 72,900 円）</td></tr><tr><td>Ⅱ 形のもの</td><td>67,540 円（税抜 61,400 円）</td></tr><tr><td>Ⅲ 形のもの</td><td>60,940 円（税抜 55,400 円）</td></tr></table> ※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。 (2) 同等性検査（①＋②＋③） ① 22 円/個（税抜 20 円/個） ② ロットの大きさ毎の額 <table><tr><td>ロット数</td><td>検査料</td></tr><tr><td>160 以下</td><td>33,000 円（税抜 30,000 円）</td></tr><tr><td>161～650</td><td>44,000 円（税抜 40,000 円）</td></tr><tr><td>651～1,600</td><td>66,000 円（税抜 60,000 円）</td></tr></table> ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	I a 形のもの	60,940 円（税抜 55,400 円）	I b 形のもの	80,190 円（税抜 72,900 円）	Ⅱ 形のもの	67,540 円（税抜 61,400 円）	Ⅲ 形のもの	60,940 円（税抜 55,400 円）	ロット数	検査料	160 以下	33,000 円（税抜 30,000 円）	161～650	44,000 円（税抜 40,000 円）	651～1,600	66,000 円（税抜 60,000 円）
I a 形のもの	60,940 円（税抜 55,400 円）																
I b 形のもの	80,190 円（税抜 72,900 円）																
Ⅱ 形のもの	67,540 円（税抜 61,400 円）																
Ⅲ 形のもの	60,940 円（税抜 55,400 円）																
ロット数	検査料																
160 以下	33,000 円（税抜 30,000 円）																
161～650	44,000 円（税抜 40,000 円）																
651～1,600	66,000 円（税抜 60,000 円）																
昆山産品安全検 験所	中国国内でロット認証試験をご希望の場合、検査手数料は、別途検査機関が指定する金額に基づいてお支払い下さい。 ※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。																

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

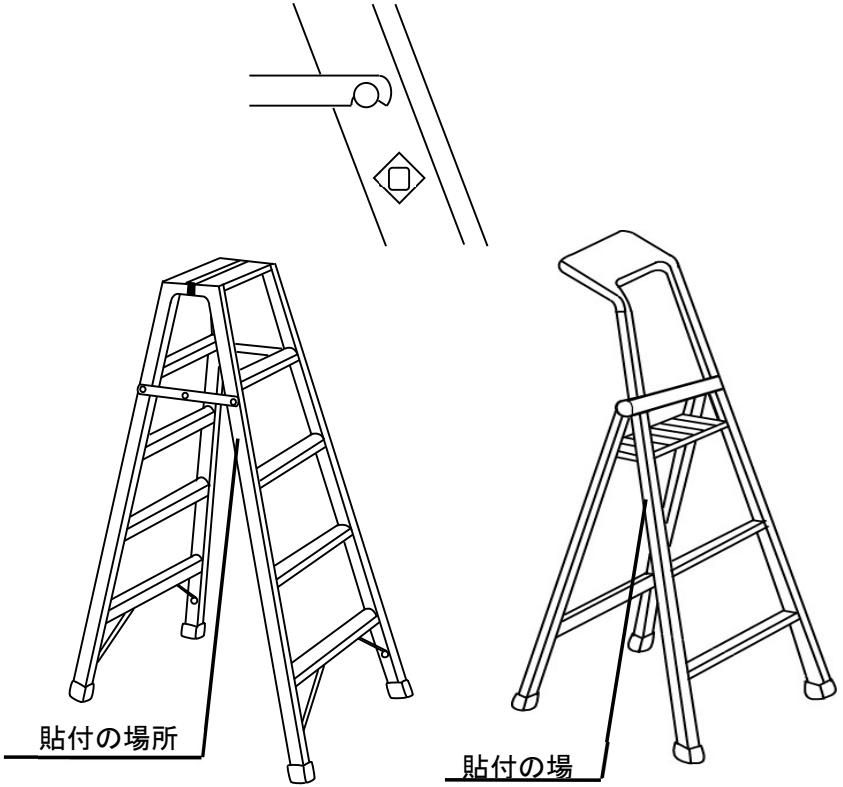
表示方式	表示方法
表示位置	脚立の昇降面から見て左側の支柱の側面上方部に表示します。 
協会支給ラベル方式	図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 27mm×27mm です。 ラベル下地は白色、マークは緑と黒です。 

	図 1 協会支給 SG ラベル 協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。
自社表示方式 ※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。	製品本体の見やすい位置に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。 図 2 自社表示 寸法：A を 100 としたときの比率で表しており A は 3.0mm 以上 50.0mm 以下です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。 申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。

【作成・改正履歴】

2025/1/1：料金変更

2025/4/1：表示手数料変更